

条例の点検・見直しシート

条例の題名		作成年月日	平成24年5月29日	
条例番号		公布日	平成5年10月5日	
所管部局課		直近改正日	平成17年10月21日	
条例の概要		電話番号	059-224-2256	
視 点		項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。		はい	貸与された修学資金が、どのような場合に返還免除となるかについては、条例で定めることが必要である。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。		はい	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。		はい	現在、返還免除とどうかを本条例に基づき判断している。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。		該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。		はい	貸与された修学資金が、どのような場合に返還免除となるかについては、条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。		はい	地方自治法第96条
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。		はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。		はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。		はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。		はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。		はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。		はい	返還を免除することができなくなる。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。		はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。		はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。		該当なし	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。		はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。		いいえ	修学資金を貸与された県民に限られるが、社会福祉士等の確保という公益上問題ないと考える。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。		はい	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。		該当なし	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい	

点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正を検討する。	現在の規定は、要件のいずれをも満たし改正の必要がないと考えるが、字句修正の対応が必要である。 貸与者の死亡等による返還免除の規定があるため、貸与者が貸付金を返還している間(最大平成34年度まで)は、本条例は廃止できない。	無	無